

参 考
改正後全文

社援発第0331011号
平成 20 年 3 月 31 日

第 9 次改正 令和 4 年 3 月 3 1 日
社援発 0331 第 4 号

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則準則について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）の一部の施行に伴い、今般、別紙のとおり中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則準則を定め、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴都道府県（指定都市、中核市）における中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則を制定するようお願いする。

また、支援給付の実施機関である市町村においても、中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則が制定されるよう、貴管内市町村に対して、本通知について周知願いたい。

別 紙

「支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則」準則

支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則を下記のように定める。

記

平成 20 年 月 日

都道府県知事（市町村長） 氏 名

都道府県（市町村）規則第 号

支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則

（目的）

第 1 条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）に基づく支援給付及び配偶者支援金に関する事務の取扱いについては、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生労働省令第 63 号）等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委任）

第 2 条 法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「保護法」という。）第 19 条第 4 項の規定により、保護法第 24 条から第 28 条まで、第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 37 条の 2 まで、第 48 条第 4 項、第 62 条、第 63 条、第 76 条第 1 項、第 77 条第 2 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 80 条及び第 81 条に規定する都道府県知事の支援給付の決定及び実施に関する権限又は法第 15 条第 3 項において準用する第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた保護法第 24 条から第 28 条まで、第 62 条、第 63 条、第 77 条第 2 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 80 条及び第 81 条に規定する都道府県知事の配偶者支援金の決定及び実施に関する権限は、次の区分に掲げる地域につき、それぞれ当該各号の右欄に定める福祉事務所長、支庁長及び地方事務所長にこれを委任する。

一 ○○福祉事務所管内××郡

○○福祉事務所長

二 ○○支庁管内××郡、××郡

○ ○ 支 庁 長

三 ○○地方事務所管内××郡

ただし、××郡××村字××の地域を除く。

○○地方事務所長

四 ○○福祉事務所管内××郡、××郡及び

○○福祉事務所管内××郡××村字××の地域

○○福祉事務所長

2 前項の規定により委任を受け、支援給付の実施機関となる福祉事務所長、支庁長及び地方事務所長は、この規則においては、以下「福祉事務所長等」という。

（備考） 本条は、福祉事務所長等に権限を委任する場合の例文である。

市が本条の規定を設け、福祉事務所長に権限を委任する場合は、次のように改めて規定するものとする。この場合において、この規則（第20条の規定を除く。）中、「福祉事務所長等」を「福祉事務所長」と読み替えるものとする。

（委任）

第2条 保護法第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する市町村の支援給付の決定及び実施に関する権限は、次の区分に掲げる地域につき、それぞれ当該各号の右欄に定める福祉事務所長にこれを委任する。

一 ○○区

○○福祉事務所長

二 ○○区

○○福祉事務所長

（備付書類）

第3条 福祉事務所長等は、被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

一 面接記録票 （様式第1号）

二 支援給付台帳 （様式第2号）

三 支援給付決定調書 （様式第3号）

四 支援給付金品支給台帳 （様式第4号）

五 被支援者記録票 （様式第5号）

2 福祉事務所長等は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

一 受付簿 （様式第6号）

二 被支援者番号索引簿 （様式第7号）

三 被支援者番号登載簿 （様式第8号）

四 支援給付申請書受理簿 （様式第9号）

五 医療券交付処理簿 (様式第 10 号)

六 介護券交付処理簿 (様式第 11 号)

- 3 前 2 項 (前項第 5 号及び第 6 号を除く。)の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者 (以下「受給者」という。)について準用する。

(通知)

第 4 条 保護法第 19 条第 2 項の規定により要支援者 (支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)の現在地の福祉事務所長等が支援給付を実施したときは、その福祉事務所長等は、前条第 1 項各号及び第 6 条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、この旨を、当該被支援者の居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

- 2 被支援者が、その居住地を他の福祉事務所長等の所管区域内に移転したときは、旧居住地の福祉事務所長等は速やかに、必要な決定を行い、様式第 号の書面により新居住地の福祉事務所長等に通知しなければならない。

- 3 前項の書面には、次に掲げる書類のうち支援給付の決定実施上必要と認められる最小限のものの写しを添付するものとする。

- 一 支援給付台帳
- 二 支援給付決定調書
- 三 被支援者記録票
- 四 その他

(申請書)

第 5 条 支援給付の開始又は変更の申請の書類の様式の標準は、様式第 12 号とする。

- 2 保護法第 18 条第 2 項に規定する葬祭支援給付の申請の書類の様式の標準は、前項の規定にかかわらず、様式第 13 号とする。

- 3 第 1 項の書面に添付する書類の様式の標準は、次のとおりとする。

- 一 給与証明書 (様式第 14 号)
- 二 住宅補修計画書 (様式第 15 号)
- 三 生業計画書 (様式第 16 号)

(備考) 本条は、事務取扱細則において申請様式の標準を示す場合の例文である。

(決定通知書)

第 6 条 支援給付の支給に関する決定を行った場合における保護法第 24 条第 3 項及び第 9 項、第 25 条第 2 項並びに第 26 条の書面は、様式第 17 号、第 18 号又は第 19 号によるものとする。

- 2 配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第 24 条第 3 項及び第 26 条の書面は、様式第 17 号の 3、第 18 号の 2 又は第 19 号の 2 によるものとする。

(備考) 本条第 2 項は、支援給付及び配偶者支援金に係る様式を分けて整備する

場合の規定の例である。支援給付に係る様式に配偶者支援金に係る事項を併せて記載する場合は、第6条を以下のとおり改正することとし、本条第2項の規定を要しない。また、例示した様式第17号の2及び第19号の3を、それぞれ第17号及び第19号として改正する。

(決定通知書)

第6条 支援給付又は配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条の書面は、様式第17号、第18号、第18号の2又は第19号によるものとする。

第7条 保護法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときに交付する検診命令書、検診書及び検診料請求書は、様式第20号によるものとする。

(調査依頼票)

第8条 保護法第29条の規定による調査の嘱託を行うときの調査依頼票は、様式第21号又は第21号の2によるものとする。

(扶養照会書)

第9条 保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときの扶養照会書は、様式第22号によるものとする。

2 保護法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、様式第25号によるものとする。

3 保護法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、様式第26号によるものとする。

(入所等依頼書)

第10条 保護法第30条第1項の規定により被支援者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときに、その施設の長又は私人に対して発行する入所等依頼書は、様式第 号によるものとする。

(支援給付金品又は配偶者支援金の支給方法等)

第11条 福祉事務所長等が被支援者等に対して支援給付金品を交付する場合においては、出納員は当該被支援者等から様式第17号の書面(支援給付決定(変更)通知書)又はこれに代るものの提示を求めなければならない。

2 福祉事務所長等が、保護法第19条第7項の規定により、被支援者等に対する支援給付金品の交付を町村長に依頼して行う場合においては、指定された交付日の3日前までに様式第23号の支給明細書2部を送付するとともに、これが交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

- 3 前2項の規定は、受給者について準用する。この場合において、前2項中「支援給付金品」とあるのは「配偶者支援金」と、「交付」とあるのは「支給」と、第1項中「様式第17号の書面（支援給付決定（変更）通知書）」とあるのは「様式第17号の3の書面（配偶者支援金決定（変更）通知書）」と、前項中「様式第23号」とあるのは「様式第23号の2」と読み替えるものとする。

（備考） 本条第3項は、支援給付及び配偶者支援金に係る様式を分けて整備する場合の規定の例である。支援給付に係る様式に配偶者支援金に関する事項を併せて記載する場合は、第11条を以下のとおり改正することとし、本条第3項の規定を要しない。また、例示した様式第17号の2及び第23号の3を、それぞれ第17号及び第23号として改正する。

第11条 福祉事務所長等が被支援者等に対して支援給付金品を交付する場合又は受給者に対して配偶者支援金を支給する場合においては、出納員は当該被支援者等又は受給者から様式第17号の書面（支援給付決定（変更）通知書）若しくはこれに代わるものの提示を求めなければならない。

- 2 福祉事務所長等が、保護法第19条第7項の規定により、被支援者等に対する支援給付金品の交付又は配偶者支援金の支給を町村長に依頼して行う場合においては、指定された交付日の3日前までに様式第23号の支給明細書2部を送付するとともに、これが交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

（保護施設設置認可申請書）

第12条 保護法第40条第2項の規定による届出書の様式の標準は、様式第 号とする。

- 2 保護法第41条第2項の規定による申請書の様式の標準は、様式第 号とする。

（備考） 本条は、事務取扱細則において申請様式の標準を示す場合の例文である。

なお、本条の申請様式は、これに相当する保護法による申請様式と共通の申請様式とすることとする。この場合、保護法による申請様式において、当該申請様式が法による申請様式でもある旨明らかにするものとする。

（保護施設変更届書等）

第13条 保護法第41条第5項の規定による申請書の様式の標準は、様式第 号とする。

（備考） 本条は、事務取扱細則において申請様式の標準を示す場合の例文である。

なお、本条の申請様式は、これに相当する保護法による申請様式と共通の申請様式とすることとする。この場合、保護法による申請様式において、当該申請様式が法による申請様式でもある旨明らかにするものとする。

（保護施設事業開始届書等）

第 14 条 保護施設が事業を開始したときは、当該施設の管理者は、様式第 号の保護施設台帳を添付して、この旨を、速やかに、都道府県知事に届け出なければならない。

(備考) 本条の様式は、これに相当する保護法による様式と共通の様式とすることとする。この場合、保護法による様式において、当該様式が法による様式でもある旨明らかにするものとする。

(改善命令等による措置結果報告書)

第 15 条 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護法第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定によって保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基いてとったその措置について、様式第 号の措置結果報告書を、その処分をうけた日から 30 日以内に都道府県知事に提出するものとする。

(備考) 本条の様式は、これに相当する保護法による様式と共通の様式とすることとする。この場合、保護法による様式において、当該様式が法による様式でもある旨明らかにするものとする。

(利用被支援者状況変更届書)

第 16 条 保護法第 48 条第 4 項の規定による届出書は、様式 号の利用被支援者状況変更届書によるものとする。

(備考) 本条の様式は、これに相当する保護法による様式と共通の様式とすることとする。この場合、保護法による様式において、当該様式が法による様式でもある旨明らかにするものとする。

(保護施設休止報告書等)

第 17 条 法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)第 7 条の規定による報告の様式は、様式第 号とする。

2 保護法第 42 条の規定による認可の申請の様式の標準は、様式第 号とする。

(備考) 本条第 2 項は、事務取扱細則において申請様式の標準を示す場合の例文である。

なお、本条の申請様式は、これに相当する保護法による申請様式と共通の申請様式とすることとする。この場合、保護法による申請様式において、当該申請様式が法による申請様式でもある旨明らかにするものとする。

(不服申立書)

第 18 条 保護法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、様式第 24 号とする。

(備考) 本条は、事務取扱細則において申請様式の標準を示す場合の例文である。

なお、本条の申請様式は、これに相当する保護法による申請様式と共通の申請様式とすることとする。この場合、保護法による申請様式において、当該申請様式が法による申請様式でもある旨明らかにするものとする。

(繰替支弁)

第 19 条 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設が保護法第 72 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、様式第 号の繰替支弁施設指定申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(備考) 本条の申請様式は、これに相当する保護法による申請様式と共通の様式とすることとする。この場合、保護法による申請様式において、当該申請様式が法による申請様式でもある旨明らかにするものとする。

(経由)

第 20 条 保護法又はこれに基く命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、保護法第 19 条第 4 項の規定により事務の委任を受けた福祉事務所長等、市町村又は社会福祉法人が設置する保護施設の設置者若しくは当該施設の長から提出されたときは、都道府県知事は、これを受理し、厚生労働大臣に提出するものとする。

(備考) 本条の規定は、法定受託事務に係る事務の処理基準ではないが、都道府県知事は、監査指導、審査請求に対する裁決等を通じて、管内の支援給付の運用の適正を確保する必要がある、このためには事務の実施の状況を把握することが必要であることから、本事務取扱細則準則において定めたものである。

市が本条の規定を設ける場合は、「福祉事務所長等、市町村長又は社会福祉法人が設置する保護施設の設置者若しくは当該施設の長」を「福祉事務所長」と、「厚生労働大臣」を「都道府県知事又は厚生労働大臣」と、「都道府県知事」を「市町村長」と読み替えるものとする。

第 21 条 保護法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により支援給付費から保護法第 77 条の 2 第 1 項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、様式第 27 号とする。

2 保護法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により支援給付費から保護法第 78 条の 2 第 1 項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、様式第 28 号とする。

(備考) 本条は、施行細則において申請様式の標準を示す場合の例文である。